

平成二十二年二月十二日提出
質問第一一二二号

各省庁に在籍する「顧問」や「参与」、
「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員に
関する質問主意書

提出者 赤澤 亮 正

各省庁に在籍する「顧問」や「参与」、「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員に

関する質問主意書

総務省発表の報道資料に、平成二十一年十月二十三日付「総務省顧問の発令」、平成二十一年十月三十日付「総務省顧問（地域主権関係）の発令」がある。また、平成二十二年二月四日付の読売新聞に総務省顧問についての報道がある。

右を踏まえ、以下について質問する。なお、問一及び問二に関しては、平成二十一年九月十六日以降の期間を対象とする。

一 「顧問」や「参与」、「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員の在籍者について

1 各省庁に「顧問」や「参与」、「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員は在籍するの
か。在籍するならば、在籍者の氏名、職業を各省庁別に全て明示されたい。

2 「顧問」や「参与」、「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員の中に元政治家（国会議員
または地方公共団体の長であった者）はいるか。いるのであれば、その氏名を各省庁別に全て明示され
たい。

二 「顧問」や「参与」、 「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員の待遇について

1 「顧問」や「参与」、 「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員には、 日当、 給与等は支払われているのか。 支払われているなら、 その額を各省庁別に全て明示されたい。

2 「顧問」や「参与」、 「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員の勤務時間は、 どのように定められているのか、 また、 省庁により違いはあるのか、 それぞれ明示されたい。

3 「顧問」や「参与」、 「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員には、 専用の公用車が支給されているのか。 専用の公用車が支給されているなら、 その車種、 台数を各省庁別に全て明示されたい。 また、 運転手の人件費についても各省庁別に全て明示されたい。

4 「顧問」や「参与」、 「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員には秘書官（公費による秘書を含む。 以下同じ。）はつくのか。 つくのであれば、 その人数と人件費についても各省庁別に全て明示されたい。

5 「顧問」や「参与」、 「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員が出張すると、 旅費は支払われるのか。 支払われているなら、 その出張先、 出張目的、 旅費を各省庁別に全て明示されたい。

三 鳩山内閣の「顧問」や「参与」、「その他これらに準ずる職」等の非常勤国家公務員の意義に対する認識について、明示されたい。

四 総務省の「顧問」について

1 佐藤勉前総務大臣のときの総務省顧問の人数は二人であったとの前記の報道（読売新聞平成二十二年二月四日付）がある。原口総務大臣が平成二十一年十月二十三日に総務省顧問の発令、平成二十一年十月三十日に総務省顧問（地域主権関係）の発令を出し、合計二十三名の顧問を任命した理由を伺いたい。

2 政権交代以前に、総務省顧問の人数が最も多かったときの顧問の人数とその待遇（日当、給与、旅費等それぞれの支払額、公用車（運転手）、秘書官それぞれの人件費）を明示されたい。

3 二時間以上の勤務で日当二万二百円、二時間未満の勤務で一万百円の日当が支払われるとの前記の読売新聞の報道は事実であるか。事実であるならば、原口総務大臣が任命した総務省顧問（計二十三名）の勤務時間と支払った日当の合計を顧問ごとに全て明示されたい。

4 総務省顧問に前衆議院議員、元衆議院議員がいるが人選の基準を明示されたい。また、前衆議院議

員、元衆議院議員を顧問として任命し、税金で日当を支払うことについての原口総務大臣の認識を伺いたい。

右質問する。